平成２２年（フ）第１６３号
長崎県諫早市鷲崎町419番地１　シャトレはしもと103号、前住所長崎県南高来郡南串山町丙10341番地５
債務者　川上　恵子
１　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１６５号
長崎県諫早市高来町汲水123番地
債務者　原　　和彦
１　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１６６号
長崎県諫早市貝津町3055番地２　石丸アパートＢ棟２号、前住所長崎県諫早市貝津町2645番地
債務者　嘉村　亜紀
１　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第２２６号
北海道苫小牧市元町３丁目６番９号
債務者　山田　時子
１　決定年月日時　平成22年９月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２２７号
北海道苫小牧市日新町４丁目５番１―408号
債務者　横山　純子
１　決定年月日時　平成22年９月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第４７１号
茨城県那珂郡東海村豊白１丁目22番13号大興ハイツ201
債務者　成田久美子
１　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第８５１号
千葉市中央区村田町242番地の１
債務者　坂田　智美
１　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９０４号
千葉県市川市須和田２丁目26番19号旭荘102号
債務者　長岐　博房
１　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９５３号
千葉県船橋市高根台３丁目２番229棟106号
債務者　山本　　智
１　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９６９号
千葉県市川市菅野２丁目３番９―101号モリタビレッジ
債務者　山里裕一郎
１　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９８１号
千葉市若葉区下泉町880番地
債務者　小出すみ子
１　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０２３号
千葉市若葉区貝塚町2038番地９　メゾンド貝塚204号
債務者　久我　　明
１　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０２６号
千葉市花見川区検見川町２丁目202番地２　エクセル検見川207号
債務者　山本　敦子
１　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０３０号
千葉市稲毛区園生町468番地の492
債務者　牧野　清子
１　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０３２号
千葉県市原市皆吉974番地17
債務者　野口早弥香（旧姓工藤）
１　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０３６号
千葉県八千代市ゆりのき台３―７―１八千代ゆりのき台パークシティ第５号棟第701号室、住民票上の住所千葉県印西市若萩１丁目３番地701号
債務者　木下　直樹
１　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０５５号
千葉市美浜区高浜３丁目５番５棟503号
債務者　加藤　健一
１　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０７３号
千葉県船橋市宮本３丁目２番22―302号
債務者　函館　敏子
１　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係